

○茨城県立医療大学附属病院教育・研究委員会要綱

平成10年7月6日

第8回病院幹部会

平成15年7月28日改正

平成29年6月12日改正

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、附属病院教育・研究委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長が指名する部長
- (2) 各部員のうちから部長が指名する者  
ただし、診療部以外の各部については臨床教育講師とする
- (3) 病院管理課
- (4) その他教育・研究委員長が指名する者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議事項又は所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議又は所掌する。

- (1) 症例検討会に関する事。
- (2) 症例発表会に関する事。
- (3) 研究発表会に関する事。
- (4) 防災教育に関する事。
- (5) 救急措置教育に関する事。
- (6) 交通対策教育に関する事。
- (7) 職員健康管理教育に関する事。
- (8) 本学学生の見学、臨床実習及び研修に関する事。
- (9) 学外者の見学、実習及び研修に関する事。
- (10) その他附属病院職員の教育及び研究に関する事。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長を置き、病院長が委員長を指名する。

2 委員会には、委員のうちから互選された副委員長を置き、委員長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。

2 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めたときには、臨時に委員会を開催することができる。

(会議の成立)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員が委員会に出席不可能なときは当該部署より、代理者を出席させるものとする。

(構成員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときには、委員以外の職員を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第8条 議事録は、委員が作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

2 議事録1部を院長に提出し、以って報告に代えるものとする。

(周知)

第9条 委員会での審議結果については、各部署への周知徹底を図る。ただし、審議内容によっては、この限りではない。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、委員会事務局及び病院管理課で処理する。

付 則

1 この要綱は、平成9年3月27日から施行する。

2 初期委員の任期は、特例として平成10年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成10年7月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年7月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年6月12日から施行する。